



障害年金の相談も承っています

障害年金をご存知ですか？

1. 障害年金はあまり知られていません。



障害年金は残念ながら認知度が低く、必要な方へと正しく伝わっていません。ご本人やそのご家族様だけでなく、医療従事者や介護・福祉従事者の方々にも正しく伝わっていないこともあります。その結果として、障害年金を受給できる状態にも関わらず未受給（受給漏れ）という方もいます。

2. 障害年金を受給する為には申請が必要です。

老齢年金とは違い、自動的に受給のお知らせが届くものではありません。障害年金を受給できる状態である事等を証明する資料等を添えて、自分で請求をしないともらえない年金です。請求に必要な書類が複雑で分かりにくいことも珍しくありません。その結果として、自分では上手く手続きができない方などは受給をあきらめてしまうこともあります。

3. 障害年金を誤解している方が多いです。



障害年金を誤解している方は、非常に多いです。「障害者手帳を持っていないと受給できない」「働いていると受給できない」「ごく限られた病気でしか受給できない」等…原則的ですが、これらは誤解の範囲です。手帳をお持ちでない方でも受給されている方もいますし、受給しながら働いている方もいます。対象となる病気等についても様々です。

自分はもしかして受給できるのでは…と思われましたらご相談を！

ご相談の上で障害年金の請求のお手伝いを致します。

費用の詳細につきましてはお問い合わせ下さい。



月刊 メイクタイム通信

vol.08
2023

2023. 8. 1発行

特集

1名でも60歳以上の従業員を雇用していれば、申請できます！
「エイジフレンドリー補助金」(高齢者の労働災害防止コース)

よくある質問

パートタイマーに有給休暇を取得させる義務はあるの？



企業の男性育休取得率の公表対象を広げる方針について

連日、危険を感じる熱波に襲われています。日本には四季があり、冬は気温が下がるため亜熱帯気候とは言わないのですが、夏に限れば、亜熱帯化しているのでは？と感じます。

さて先日、厚生省が男性の育休取得率の公表を義務付ける企業の対象を現在の「千人超」から「三百人以上」の規模に広げる方向で検討していることが明らかになりました。

現状では、男性の育休取得率は一割強、女性の八割超に比べると、まだまだ取得が進んでいません。子育ては女性の役割という、昔からの観念はもはや時代錯誤ですが、いざ男性が参加するとなるとなかなか社会環境が整っていません。

ただ単に法令に従うというだけではなく、多様な働き方を尊重し、それぞれのライフスタイルに合わせて働ける環境を整えることが今の時代に求められています。小規模事業所では難しい面もありますが、考えていきたいと思います。

オフィスメイクタイム
代表 西野 史朗



発行者



助成金総合コンサルタント & 障害年金専門社労士

社会保険労務士事務所

オフィスメイクタイム 代表 西野 史朗

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-9-9 原田ビル201

☎ 03-6384-7346

受付時間 9:00-18:00 [土・日・祝日を除く] HP: <https://officemaketime.com>